

第65号

# 横浜市報調達公告版

発行所  
横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市役所

## 【調達公告】

- △ 総合評価一般競争入札（委託）の施行（路面下空洞調査委託）…………… 2
- △ 特定調達契約の落札者等の決定…………… 5
- △ 特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続の開始  
（医療情報システム運用管理業務委託 一式）…………… 6

# 調達公告

総合評価一般競争入札（委託）の施行  
次のとおり、「路面下空洞調査委託」について、一般競争入札を行う。  
平成30年6月26日

契約事務受任者 横浜市道路局長

## 1 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、開札日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格を全て満たしていなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定に基づき横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱（以下「入札取扱要綱」という。）第3条第1項により定める資格を有する者であること。
- (2) 平成29・30年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等関係）に登載されている者であること。
- (3) 横浜市指名停止等措置要綱（以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) その他、詳細については横浜市契約規則、入札取扱要綱及び横浜市物品・委託等競争入札参加者要領（以下「入札参加者要領」という。）等に定めるところによる。

## 2 入札参加手続等

- (1) 入札に参加しようとする者は、総合評価落札方式実施要領書（以下「実施要領書」という。）に定める第1号様式から第9号様式までの技術資料（以下「技術資料」という。）及び入札参加資格を証明する書類を道路局道路部管理課へ提出すること。  
なお、提出後の技術資料の修正及び追加等は、提出期間内であっても認めない。
- (2) 実施要領書及び設計図書のダウンロード  
実施要領書及び設計図書については、横浜市道路局ホームページ「局入札情報」画面（<http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/tender/>）よりダウンロードすること。
- (3) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続は要しない。
- (4) 1に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行う。

## 3 入札方法等

- (1) 技術資料の提出期間、入札の期間及び開札予定日時等についての詳細は、実施要領書に定める。
- (2) 入札に参加しようとする者は、定められた期間内において、入札書を持参又は郵送により提出すること。なお、郵便の場合は、実施要領書に定める締切日の当日消印有効とする。
- (3) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札金額とすること。
- (4) 入札の回数は1回とする。  
なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）の制限の範囲内の入札がないときは、当該入札を不調とする。

## 4 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
- (2) 1に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
- (3) 技術資料の提出をしない者が行った入札
- (4) 実施要領書の定めに従わない書類を提出した者が行った入札
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施要領書に定める方法によらない入札

## 5 技術資料の審査及び技術評価点等の算出

技術資料の審査及び技術評価点等の算出については、実施要領書に基づき行う。

## 6 落札予定者の決定、入札参加資格の確認及び落札者の決定

- (1) 開札は、開札室（関内中央ビル2階 D204 道路局会議室）において開札を行う。
- (2) 5により算出した入札者ごとの技術評価点、価格点を基に、実施要領書に定める方法により、評価

値を算出する。

(3) 次に掲げる要件を全て満たす入札者のうち、(2)により算出した評価値が最も高い者を落札予定者とする。

ア 入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）の制限の範囲内であること。

イ 実施要領書の欠格要件に該当しないこと。

(4) 評価値の同じ落札予定者が2者以上あるときは、当該落札予定者にくじを引かせて落札予定者1者を決めるものとする。この場合、当該落札予定者のうちくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせ落札予定者を決定するものとする。

(5) 落札決定を保留した後、落札予定者が入札参加資格を満たすものであるかを確認する。

(6) (5)の入札参加資格の確認の結果により、落札予定者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア 当該落札予定者が入札参加資格を満たす者であると確認した場合には、その者を落札者とし、入札参加者にその旨を通知する。

イ 当該落札予定者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち次に評価値の高い者を新たに落札予定者とし、(5)の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) (5)の入札参加資格の確認にあたっては、提出書類等によって確認する。

(8) (6)イの手続により、落札予定者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札予定者に通知する。

(9) 落札者の決定にあたって、横浜市契約規則第21条の4で定める学識経験者の意見聴取を行った場合は、その結果を考慮し、落札予定者を落札者として決定する。

(10) 開札後、落札決定するまでの間に、当該落札予定者が指名停止等措置要綱第2条第1項、第3条又は第4条に該当した場合（ただし、軽微な事由による指名停止を除く。）には、その者を落札者とせず、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち次に評価値の高い者を新たに落札予定者とする。

#### 7 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金はこれを免除する。

#### 8 契約金の支払方法

検査終了後、受託者の請求により支払う。

#### 9 その他

(1) 入札を執行し、落札者が決定したときは、本市の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。

(2) 必要と認めるときは入札を延期（入札期間の延長を含む。）し、中止し、又は取り消すことがある。

(3) 入札に参加した者は、入札締切後、正当な理由なく落札者となることを辞退することはできないものとする。

(4) 開札後、落札予定者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合は、指名停止等措置要綱第2条の規定により、指名停止を行う。

(5) 6(5)の入札参加資格の確認とあわせて、入札取扱要綱第23条第1項の規定に基づき適格性の審査を行い、当該契約の相手方としての適格性に欠ける者と認定された場合は、当該契約は締結しないものとする。

(6) その他、この公告に規定のない事項については、横浜市契約規則、入札取扱要綱、および入札参加者要領等に定めるところによるものとする。

契約番号	—					
入札方法	入札書の持参による 総合評価一般競争入札					
委託件名	路面下空洞調査委託					
履行場所	佐江戸北山田線他幹線道路の一部					
委託概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 路面下の空洞調査を行い、空洞の有無を調査</li> <li>2 空洞箇所の探査、解析、特定</li> <li>3 調査内容を記述した報告書の作成</li> </ol>					
納入／履行期間等	契約締結の日から平成30年12月28日まで					
調査基準価格	—					
最低制限価格	—					
入札参加資格	種目	建設コンサルタント等の業務、又は地質調査				
	格付等級	—				
	登録細目	【「建設コンサルタント等の業務」C：その他建設コンサルタント】、又は【「地質調査」A：地上ボーリング等】				
	所在地区分	市内、準市内、市外				
	その他	路面下空洞調査において、解析からスコープ調査までの一連の業務実績があり、その業務の中で一次調査として車道部60km以上の実績があること。				
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 技術資料</li> <li>2 調査車両の車検証</li> <li>3 調査実績については、テクリス登録のある場合は登録内容確認書の写し、テクリス登録がない委託及び民間委託の場合は、契約書（路面下空洞調査委託であることが分かる設計書、委託内訳明細書、平面図等）の該当部分の写し</li> </ol>					
設計図書	電子図渡しを行う。 横浜市道路局ホームページ「局入札情報」画面より設計図書をダウンロードすること。					
入札期間	平成30年 7月13日（金）午前9時00分から 平成30年 7月27日（金）午後5時00分まで					
開札予定日時	平成30年 8月 9日（木）午後2時30分					
支払い条件	前金払	しない	部分払	しない	契約保証	免除
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施要領書は、横浜市道路局ホームページ「局入札情報」画面（<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/tender/">http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/tender/</a>）よりダウンロードすること。</li> <li>2 設計図書に関する質問及び回答 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 質問書の締切日時及び提出方法 平成30年7月5日午後5時までに道路局管理課へ電子メール（do-kanri@city.yokohama.jp）により提出すること（書式はダウンロード可能）。</li> <li>(2) 質問に対する回答 平成30年7月12日午後5時までに横浜市道路局ホームページ「局入札情報」画面において行う。</li> </ol> </li> </ol>					
委託担当課	道路局道路部管理課			電話 045-671-2770		

特定調達契約の落札者等の決定  
 特定調達契約の落札者等を次のとおり決定した。

平成30年6月26日

番号	落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	落札者又は随意契約の相手方を決定した日	落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地	落札金額又は随意契約に係る契約金額(円)	契約の相手方を決定した手続	当該入札公告を行った日	随意契約の理由	契約事務受任者又は事業管理者
0	教育機関向け総合ライセンス 19,402ライセンスの購入	財政局契約部契約第二課 中区港町1丁目1番地	平成30年5月22日	株式会社大塚商会 神奈川LA販売課 神奈川区金港町3番地3	94,230,857	一般競争入札	平成30年4月3日	-	財政局長

※「契約事務受任者又は事業管理者」に記載される副市長とは、契約担当区局の事務を担当する副市長を表す。

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続の開始  
次のとおり提案書の招請を行う。

平成30年6月26日

横浜市病院事業管理者

#### 1 公募型プロポーザルに付する事項

##### (1) 件名及び数量

医療情報システム運用管理業務委託 一式

##### (2) 業務内容

提案書作成要領による。

##### (3) 履行期間

###### ア 履行期間（平成30年度分）

平成30年10月1日から平成31年3月31日まで

###### イ 総履行期間

平成30年10月1日から平成33年9月30日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

##### (4) 履行場所

磯子区滝頭一丁目2番1号

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

#### 2 提案書の提出者の資格

提案書を提出しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、提案書の提出者の資格を有することの確認を受けなければならない。

(1) 横浜市医療局病院経営本部契約規程（平成17年3月病院経営局規程第32号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

(2) 平成29・30年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において種目「コンピュータ業務」に登録が認められており、かつ細目A（システム開発・保守・運用）に登録が認められている者であること。

ただし、上記にかかわらず、「参加意向申出書」を提出した時点で、上記種目について申し込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録の完了が見込まれる場合はこの限りではない。この場合、当該資格審査が申請中であることを確認できる書類を添付すること。

(3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱（平成27年4月1日）の規定による指名停止を受けていない者であること。

(4) 平成25年度から平成29年度までの間、300床以上の病院で、日本電気株式会社製の医事業務システム「MegaOakIBARS」に係る運用管理業務について2年以上及び同社製電子カルテシステム「MegaOakHR」又は「MegaOak/iS」に係る運用管理業務について2年以上、単一の施設で連続して履行した経験を有し、かつ、当該実績を証明できる書類（契約書及び仕様書等）の写しを提出することができること。

#### 3 参加表明の手続

本プロポーザルに参加の意向のある者は、次のとおり提案書の提出者の資格の確認申請を行わなければならない。

##### (1) 提出書類及び提出先等

提案書作成要領による。

##### (2) 提出期限

平成30年7月6日午後5時まで

なお、郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送すること。

##### (3) 契約条項等に関する問い合わせ先

〒235-0012 磯子区滝頭一丁目2番1号

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター管理部医事課情報管理・システム担当

佐々木、村上 電話 045(753)2583（直通）

#### 4 提案書の提出者の資格の喪失

提案書の提出者の資格確認結果の通知後、当該通知を受けた者が次のいずれかに該当するときは、提案書を提出することができない。

- (1) 2に掲げる資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

#### 5 提案書の提出に必要な書類を示す場所等

本招請に係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる部課において、この公告の日から提案書提出期限の日まで閲覧に供する。

#### 6 提案書作成要領等の交付方法等

横浜市医療局病院経営本部ホームページ入札・契約情報からダウンロード可能。

(<http://www.city.yokohama.lg.jp/byoin/nyusatsu/nou-list.html>)

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

##### (1) 貸出期間

公告日から平成30年8月7日まで（ただし日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

##### (2) 貸出場所

〒235-0012 磯子区滝頭一丁目2番1号

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター管理部医事課情報管理・システム担当

電話 045(753)2583（直通）

#### 7 提案書の提出部課及び提出期限

##### (1) 提出部課

〒235-0012 磯子区滝頭一丁目2番1号

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター管理部医事課情報管理・システム担当

電話 045(753)2583（直通）

##### (2) 提出期限

平成30年8月7日午後5時まで

なお、郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送すること。

#### 8 提案書の無効

次の提案書は、無効とする。

- (1) 2に掲げる資格条件を満たさない者が行った提案書
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類について虚偽の記載をした者が行った提案書
- (3) 7(2)に定める日時までに提出されない又は到着しない提案書

#### 9 提案書の特定に関する事項

##### (1) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング

提案書の提出者に対して、提案書の内容について、個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市病院事業管理者への提案書内容についての説明及び質疑応答）を行う。

##### (2) 提案書の特定のための評価基準

提案書の特定は、次の基準により総合的に評価のうえ行う。

なお、特定作業において、すべての提案書が横浜市病院事業管理者の要求を満たさないものであると判断したときは、提案書の特定を行わないことがある。

ア 事業者の業務実績

イ 作業担当者の業務実績及び取得資格

ウ 業務特性への理解

エ 人員確保・育成計画

オ セキュリティー対策

カ 参考見積額

キ ワーク・ライフ・バランスに関する取組

#### 10 契約金の支払方法

##### (1) 前金払

行わない。

##### (2) 契約金の支払方法

設計図書に定める部分払の基準により、部分検査終了後、請求に基づき支払う。

#### 11 その他

- 
- (1) 提案書の招請手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
  - (2) 経費負担  
提案書の提出にかかる一切の経費は提案者の負担とする。
  - (3) 提出された提案書の取扱い  
横浜市病院事業管理者に提出された提案書は返却しない。
  - (4) 契約締結の交渉  
特定した提案書の提出者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。

- (5) 契約の条件

この契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であるため、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る横浜市の歳出予算が減額又は削除された場合は、横浜市は、本件契約を変更し、又は解除することができるものとする。また、受託者は、本件契約に係る横浜市の歳出予算が減額又は削除されたことにより、本市が本件契約を解除した場合において、本市が翌年度以降に支払いを予定していた委託料について請求することはできないものとする。また、受託者は、本契約に係る歳出予算の減額又は削除があったことにより、本市が本件契約を変更又は解除した場合に生じた損害の賠償について本市に請求することはできない。

- (6) 詳細は、提案書作成要領による。

## 12 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Operation and maintenance services for Administrative Affairs hospital information system of Yokohama Brain and Spine Center, 1 Set
- (2) Time-limit to express interests: 5:00p.m., 6 July, 2018(Japan Standard Time)
- (3) Time-limit to submit proposal: 5:00p.m., 7 August, 2018(Japan Standard Time)
- (4) Contact point for the notice: Management Division, Yokohama Brain and Spine Center  
1-2-1 Takigashira, Isogo-ku, Yokohama, 235-0012, TEL 045(753)2583